

## 住民とのワークショップ scene-3

住民：ハードもダメ、ソフトもダメ・・・  
先生、われらはどうすればいいんだ??

片田：完全な安全が欲しいのであれば、  
ここから出て行くしかありません。

住民：……………

41

## 住民とのワークショップ scene-4

無論、集落を離れさせることが真意ではないことを説明。  
ハード・ソフト両面を少しでも改善する努力を当局に要請。  
しかし、居住継続のなかでの根本的解決策は無いことを説明。  
そして、この地が今日まで永年継続してきた事実を提示。

片田：なぜ、この地が度々土砂災害に見舞われながらも  
今日まで続いてきたのか、わかりますか？

住民：！

42

## 住民とのワークショップ scene-5

災いをやり過ごす知恵、災害文化の存在を指摘。  
抜本的解決策は無いことを確認しつつも、災害文化によって地域  
が継続した事実に希望を見いださせる。  
災害文化の風化、行政への過剰な依存体質について現状認識  
させる。  
災いをやり過ごす知恵の積極的利用と継承のみが取り得る手段と  
自覚させる。

片田：今ここで知恵を風化させてしまったら、子・孫は災いを  
やり過ごす知恵を知らぬまま、土砂災害の危険がある  
この地に住み続けることになるのです。

住民：!!!

43

## 防災マップの作成

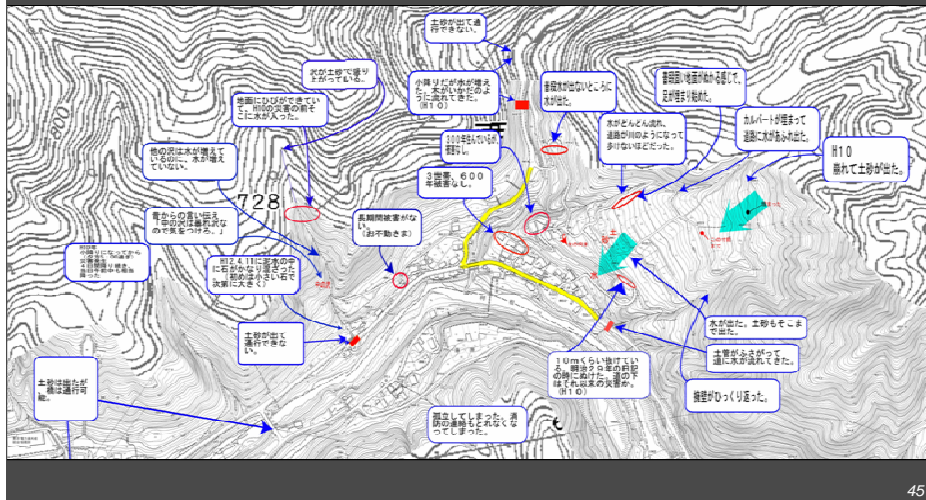


粟沢地区特有の予兆現象をまとめる

44

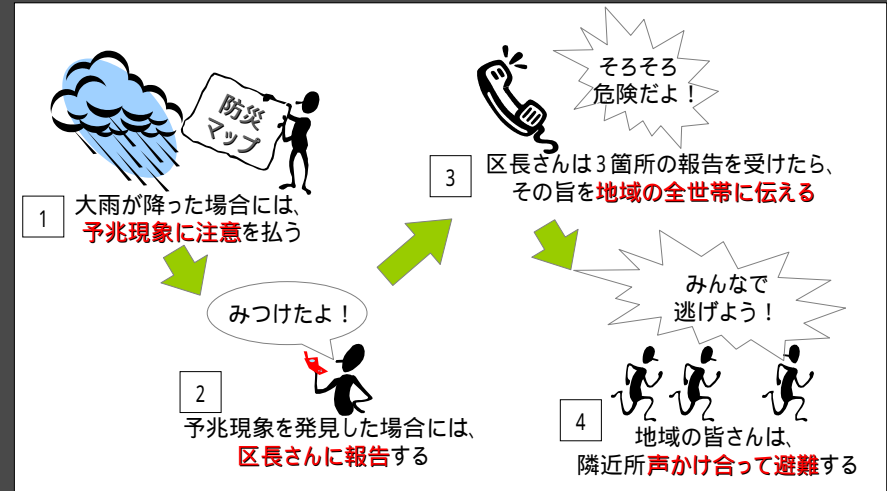
# できあがった防災マップ

過去の災害時に、どんなことが地域に起こったのか？  
先祖から地域に伝わる『言い伝え』などをマップ上に記入



# 自主避難体制の検討

できあがった防災マップを活用した、  
土砂災害発生危険時における自主避難ルールを作成



# 完成した避難マニュアル

防災マップと一緒に、  
粟沢地区の全世帯に配布

粟沢地区自然災害等避難マニュアル  
粟沢区

1・趣旨  
自然災害(豪雨、地震、豪雪等)発生の際には、粟沢地区防災マップ及び本マニュアルに沿って対応し、地区内から人身災害を出さない事を理念とする。

2・役員体制  
災害対策本部長 当該年度の区長  
副 代理  
副 当該年度消防団  
部 長 各組長  
部 員 各組長  
部 員 各組長

3・災害時避難場所  
災害時の避難場所は、過去の歴史的な自然災害発生事例の検証から最も安全性の高い場所として粟沢地区周辺が最も適当なため、避難場所は粟沢地区とする。  
尚、小向地区については、災害状況によって小向不動塚、及び奥利根スキー場等も避難場所とする。

4・住民個々の異常時の点検確認及び連絡体制  
イ、長期に渡る大雨や短時間の集中豪雨、地震等で自然災害発生の際には、各自、家の周辺を身近に注意しながら点検確認をする。  
ロ、点検確認の結果、マップに記載してある前触れ現象、水の水位が急になる、大きい石が転がる等の事象を察知したら、直ちに区長(本部長)に連絡すると同時に隣近所に声をかける。  
尚、緊急を要すると思われる時はその時点で自主避難する。  
ハ、豪雨による災害発生の際には、その具体的な状況を報告する。

5・災害本部長(区長)の対応  
本部長は、事前に各組別の居住者を把握しておき、それを部員(組長)に徹底し避難時に取り残しの無いようにする。  
イ、地区住民から、災害の前触れ現象の情報が一つでも寄せられたら各役員に連絡し、注意と待機を要請する。  
ロ、地区住民から、災害の前触れ現象の情報が三つ寄せられたら直ちに各役員に連絡し、住民に対して自主避難の手配をする。  
同時に災害対策本部を常設会館に設置し役員を招集する。  
ハ、豪雨等による災害の恐れのある報告は、その状況により判断する。

6・住民の対応  
自主避難要請が発令されたら、隣近所に声を掛け合いながら直ちに指定の場所に避難する。  
特に高齢者及び子供の避難は、近隣者が協力して行い、逃げ遅れの無い様に注意する。

7・避難訓練  
突然の自然災害に何時でも冷静な対応が出来るように、防災マップ及び本マニュアルに添った避難訓練を、毎年学校の夏休み期間中に実施する。  
日程、訓練方法等については事前の区役員会議で定める。  
その他、火災事故についても本マニュアルに該当する箇所は、これに準じて対応する。

特記事項  
本マニュアルは、住民総覧の元に決定作成されたものである。  
しかし、予測される災害等緊急時にマニュアルに添った避難指示を発令自主避難を要請したとしても、法的な拘束力に基づいたものではなく、あくまでも自己責任においてなされるものである。  
従って、避難の際に事故等が生じたとしても当該役員に対する責任は一切生じない事を留意の確認とする。

平成18年8月 31日 決定

# 完成した避難マニュアル(一部抜粋)

## 趣旨

自然災害の発生のおそれが生じた時は、粟沢地区防災マップ及び本マニュアルに沿って対応し、地区内から人身災害を出さない事を理念とする。

## 住民個々の異常時の点検確認及び連絡体制

- ・自然災害の発生が生じた時は、各自、身近に注意しながら点検確認をする。
- ・点検確認の結果、マップに記載してある前触れ現象等を確認したら、直ちに区長に連絡すると同時に、隣近所に声をかける。尚、緊急を要すると思われるときは自主避難する。

## 災害本部長(区長)の対応

- ・災害の前触れ現象の情報が一つでも寄せられたら、注意と待機を要請する
- ・災害の前触れ現象の情報が三つ寄せられたら、住民に対して自主避難の手配をする。

## 住民の対応

- ・自主避難要請が発令されたら、隣近所に声を掛け合いながら直ちに指定の場所に避難する。

## 避難訓練

- ・防災マップ及び本マニュアルに添った避難訓練を毎年学校の夏休み期間中に実施。